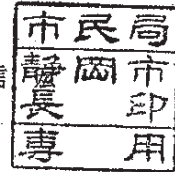


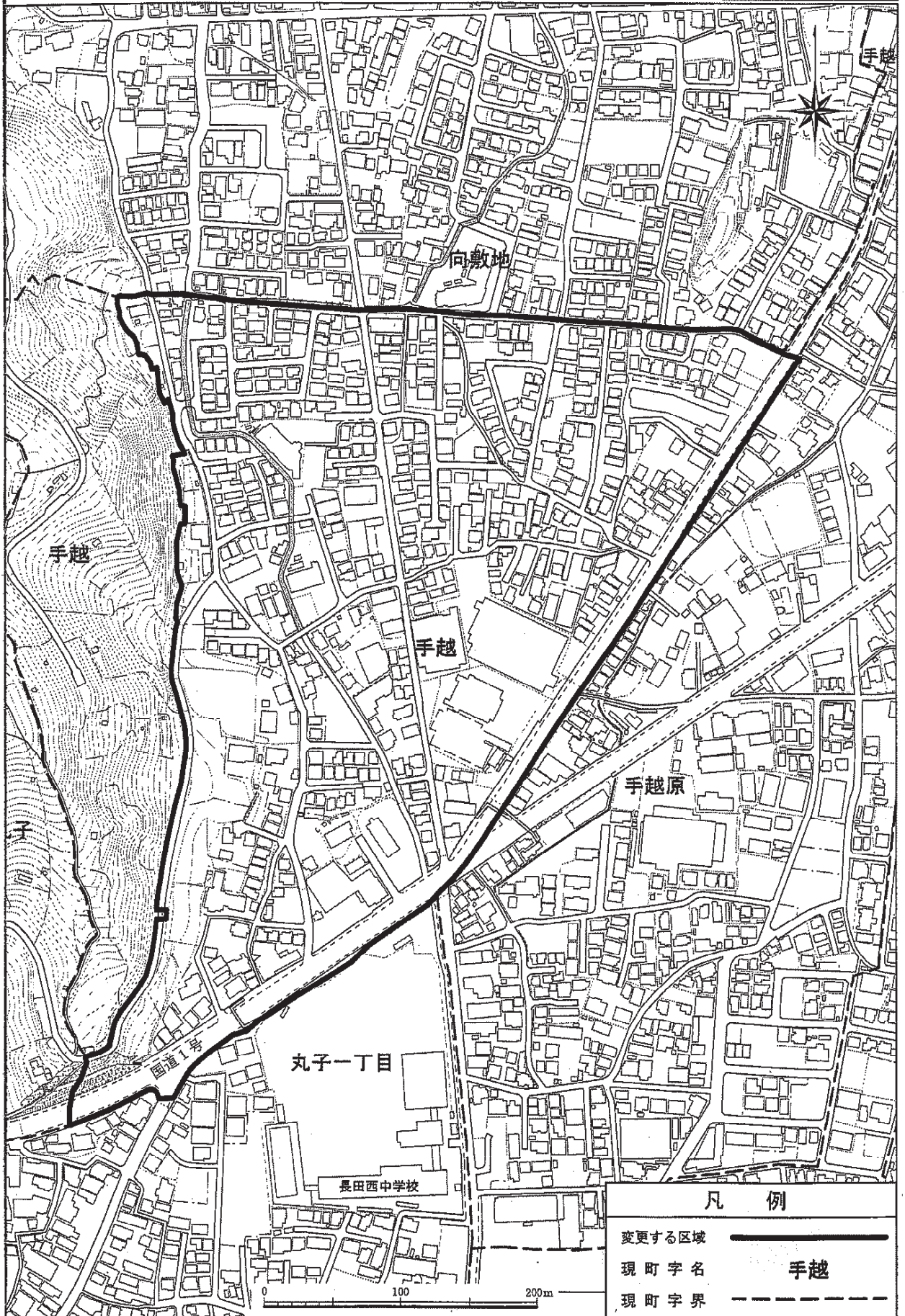
静岡市告示第556号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成31年2月9日から本市内の別図1に示す区域をもって別図2に示すとおり町を新設するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

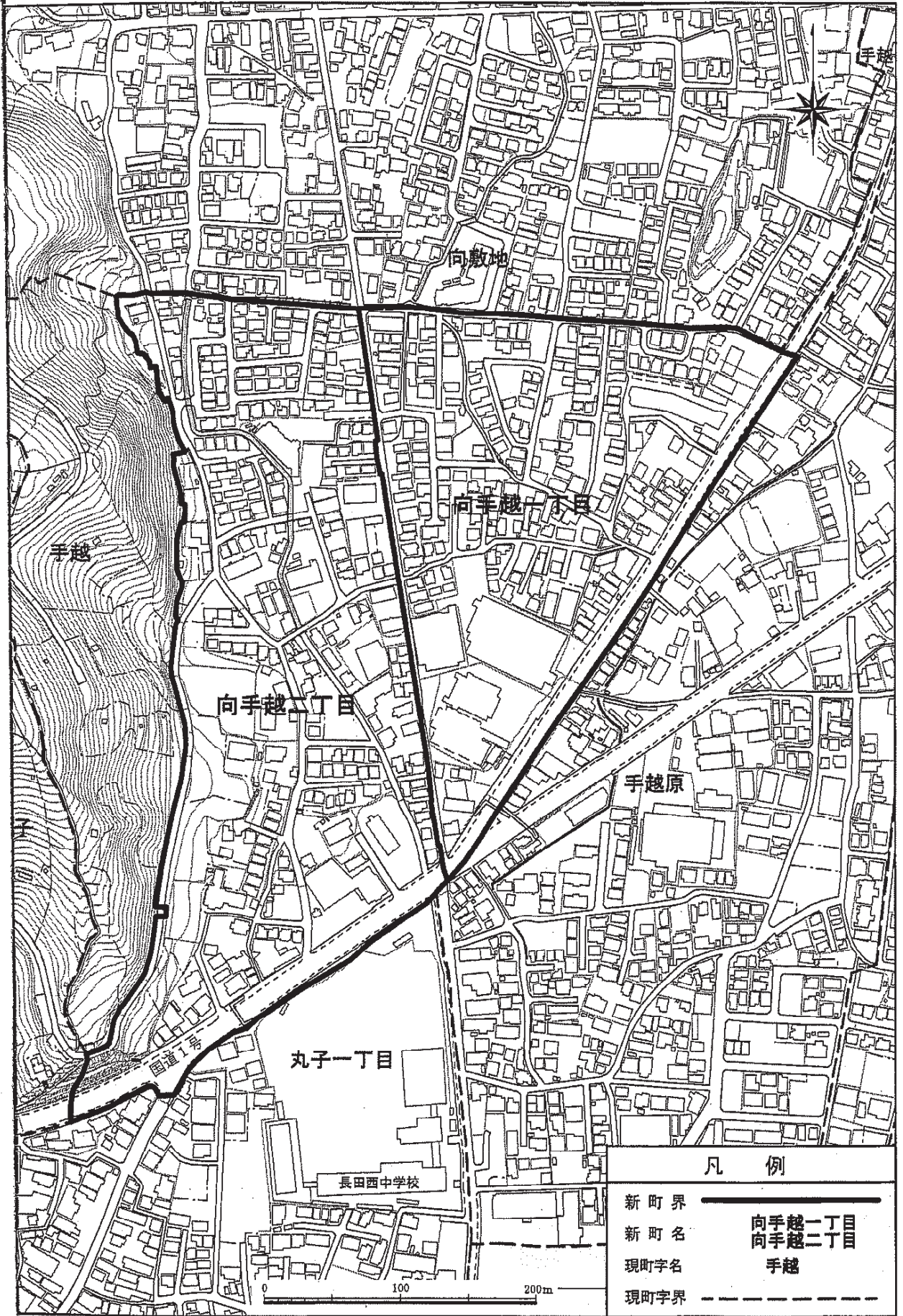
平成30年7月18日

静岡市長 田辺 信





「この地図は、静岡市地形図2,500分の1を複製したものです。」



「この地図は、静岡市地形図2,500分の1を複製したものです。」

新町界のうち道路、水路以外の部分については次の地番による。

新町名	境界となる地番			隣接する町 (又は大字)
	町(又は 大字)	字	地番	
向手越 二丁目	手越	向山	43番1、43番4、43番8、43番9、43番10、43番11、43番12、45番46、45番47及び45番48	手越
		向山前	43番2、43番7、43番18及び47番1	
		境松	179番1、179番2、180番、182番及び183番	

上記地番は、平成30年3月2日現在の登記簿による。